海南市告示第　119　号

地方税法第２０条の２の規定により、送達を受けるべきものの住所及び居所が明らかでないため、公示送達する。

令和８年１１月１０日

和歌山県海南市長　神出　政巳

公　示　送　達　書

下記の書類は、保険年金課に保管してありますから、来所の上、受領してください。

送達を受けるべき者	住（居）所	兵庫県加古川市尾上町口里669番地の1　グレイスイースト203号
	氏名及び名称	金　英杰
送達する書類名	令和8年度　国民健康保険税第3期分　督促状 令和8年度（令和7年度分）　国民健康保険税第6期分　督促状	

地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して、７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。